

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う遠隔手話サービスの実施について

新型コロナウイルスに感染している
新型コロナウイルスに感染の疑いのある

聴覚障がい者の方が、

病院を受診する時などに、

タブレット等を利用して手話通訳を行うものです。



遠隔手話



- 遠隔手話サービスのご利用にあたっては、手話通訳派遣申込書を障がい福祉課へ提出してください。
- 遠隔手話に必要なタブレットは、障がい福祉課で貸し出します。
- ご自身のスマートフォンやタブレットでも遠隔手話サービスが利用できます。
→ その場合、遠隔手話に必要な通信費はご本人負担になります。

お問い合わせ先：倉敷市障がい福祉課

FAX：086-421-2044

TEL：086-426-3305